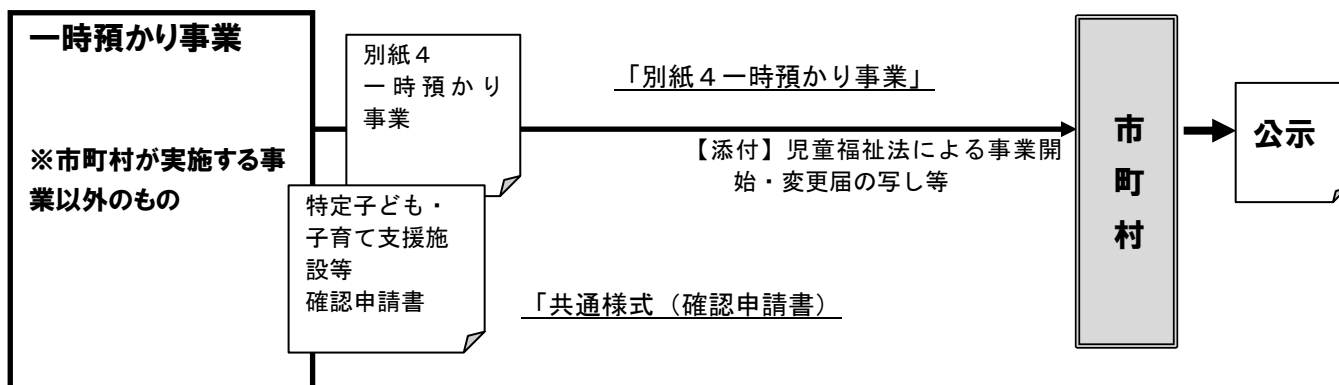


■一時預かり事業

※市町村が実施する事業以外のもの



一時預かり事業は、児童福祉法に基づき、都道府県に一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある、施設・事業者は「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（共通様式（確認申請書））と別紙4（一時預かり事業）に必要事項を記入し、「確認」の申請を行います。

※ 幼稚園等で行う一時預かり事業は、「預かり保育事業」として確認の申請を行う。

申請書

①特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（共通様式（確認申請書））

（添付書類）

- ・ 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- ・ 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧（参考様式1（役員名簿））
- ・ 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（別紙6（誓約書））

②別紙4（一時預かり事業）

（添付書類）

- ・ 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- ・ 料金表及び利用案内・パンフレット